

令和6年3月14日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
請求事務の取扱いについて

平素より、感染症対策等に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の治療薬及び入院医療費については、特例措置として、一定の自己負担を求めつつ、公費支援を継続してきたところ、今般、この特例措置を本年3月末で終了し、4月からは通常に対応に移行することとしています。その内容については、令和6年3月5日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」により、各都道府県にお知らせしているところです。

公費支援の請求事務については、保険請求（レセプト請求）の枠組みを用いて行っているところですが、この特例措置の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（以下「交付金」という。）については、令和5年度限りの交付金であるため、所定の時期に確実に請求事務を行っていただきますよう、周知方お願い致します。